

松山市の現況 2026

J A M A T S U Y A M A S H I D I S C L O S U R E

【経営理念】

地域社会と共生し

信頼と負託にこたえるJA松山市

2026年度ディスクロージャー誌 目次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況	3
4. 地域貢献情報	4
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	14
7. 主な事業の内容	15

【 経営資料 】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	22
2. 損益計算書	24
3. 注記表	26
4. 剰余金処分計算書	53
5. 部門別損益計算書	54
6. 会計監査人の監査	56

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	56
2. 利益総括表	57
3. 資金運用収支の内訳	57
4. 受取・支払利息の増減額	58

III 事業の概況

1. 信用事業	58
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

⑪ 貸出金償却の額

(3) 内国為替取扱実績

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

② 商品有価証券種類別平均残高

③ 有価証券残存期間別残高

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

② 金銭の信託の時価情報

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

2. 共済取扱実績
 66 |

(1) 長期共済保有高

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(4) 年金共済の年金保有高

(5) 短期共済新契約高

3. 農業・生活その他事業取扱実績
 67 |

(1) 購買品（生産資材）取扱実績

(2) 受託販売品取扱実績

(3) 買取販売品取扱実績

(4) 保管事業取扱実績

(5) 加工事業取扱実績

(6) 農業経営事業取扱実績

4. 購買品（生活資材）取扱実績
 69 |

5. その他事業収支
 69 |

6. 指導事業
 69 |

IV 経営諸指標

1. 利益率
 70 |

2. 貯貸率・貯証率
 70 |

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項
 72 |

2. 自己資本の充実度に関する事項
 74 |

3. 信用リスクに関する事項
 76 |

4. 信用リスク削減手法に関する事項	81
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	83
7. CVAリスクに関する事項	83
8. マーケット・リスクに関する事項	83
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	83
10. 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	83
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	84
12. 金利リスクに関する事項	84

VI 連結情報

1. グループの概況	88
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	120
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	135

【 J A松山市の概要 】

1. 機構図	136
2. 役員構成（役員一覧）	138
3. 会計監査人の名称	138
4. 組合員数	138
5. 組合員組織の状況	139
6. 特定信用事業代理業者の状況	139
7. 地区一覧	140
8. 沿革・あゆみ	140
9. 店舗等のご案内	141

◇ J A松山市の概要

(2026年3月31日現在)

設 立	昭和 39 年 9 月
本 所 所 在 地	松山市三番町
出 資 金	59 億円
総 資 産	3,591 億円
単体自己資本比率	18.54%
組 合 員 数	35,196 人 (正 7,490 人) (准 27,706 人)
役 員 数	42 人
職 員 数	419 人
支 所 ・ 出 張 所 数	37

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

皆様方には、平素より J A松山市をご利用・お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

昭和 39 年 9 月 1 日に松山市内 13 農協が合併し、松山市農業協同組合が誕生して以来、数々の広域合併を経て今日の姿となりました。本年 3 月末現在においては貯金残高 3,350 億円、組合員数は、正組合員 7,490 人、准組合員 27,706 人となりました。

昨年度、当 J Aは「挑戦と変革の年」を年間標題に掲げ、人手不足への対応や働き方改革といった社会情勢の変化に柔軟に適応しつつ、限られた経営資源を最大限に活用し、組合員及び地域の皆さまに貢献できるサービスの提供に努めてまいりました。

その結果、経営指標とされる自己資本比率は 18.54%と、J A国内基準 8%を上回ることができました。これも偏に皆様方の温かいご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

今年度、当 J Aは「地域社会と共生し、信頼と負託にこたえる J A松山市」の経営理念のもと、「食」と「農」を守り、次世代へとつなぐ使命を胸に、地域社会の一員として、皆さまの暮らしに寄り添い、信頼される J Aを目指して全力を尽くしてまいります。

この冊子は、当 J Aの業績・経営状況及び活動内容をまとめたものとなっています。ぜひ、ご一読いただき、J Aに対するご理解を深めていただくとともに、今後とも一層のご支援とご愛顧を賜われますようお願い申し上げます。

2026年7月

松山市農業協同組合

代表理事組合長 阿部 和孝

1. 経営方針

◇ 2026年度経済の見通し

昨年、わが国で初めて女性の総理大臣が誕生し、経済再生と構造改革が進められています。コロナ禍からの回復後も、少子高齢化や人手不足が依然として課題ですが、デジタル化やイノベーション推進策が成長の後押しとなっています。

物価上昇を受けて、日銀はマイナス金利政策を見直し、段階的な利上げに踏み切りました。これにより住宅ローンや企業の資金調達コストが上昇し、家計や企業経営に影響が及んでいます。また、中東情勢の緊迫化により原油価格が高騰しており、経済の先行きに不透明感が漂っています。

◇ 農業をめぐる情勢

一昨年から続く令和の米騒動と呼ばれる米の供給不足や価格高騰が社会問題となっています。備蓄米の放出が緊急措置として実施されたものの、米の価格は高止まりが続いている状況です。2025年の米の生産量は、作付け増と平年以上の単収から前年を10%上回っている一方で、新米の売れ行きが鈍く今後民間在庫量が過剰となることが懸念され、消費者や米生産者の不安は依然として解消されていません。

昨年末に公表された2025年農林業センサスで、「基幹的農業従事者」が5年前の調査から25.1%減少するなど、国内農業は高齢者の離農や後継者不足、耕作放棄地の増加といった構造的な課題も深刻化しており、米に限らず農産物全体の生産現場が大きな転換期を迎えています。4月に施行される食料システム法は、生産コストを反映した適正な価格形成を法的努力義務化するものであり、持続可能な農業経営と食料安定供給の確立が期待されます。

◇ JAの進路と方針

「地域社会と共生し、信頼と負託にこたえるJA松山市」の経営理念のもと、これからも組合員や地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、役職員一丸となって地域農業の発展と持続可能な社会づくりに取り組んでいきます。農業者の熟練度やレベルに応じたきめ細やかな支援や、ICTの活用による効率化・情報共有を推進し、農業経営の安定と産地基盤の強化を目指します。また、誰もが活躍できる組織づくりや、挑戦と学びを大切にする風土の醸成にも努め、未来にわたり地域に必要とされるJAを目指して事業活動を展開します。

※ICTとは、スマートフォン等を活用した情報共有および通信技術の総称です。

1. 地域農業の発展

地域の特性を活かした産地基盤の強化と高収益作物の産地形成を推進します。あわせて、農業者のレベルに応じた支援を行い、農業所得の確保に努めます。

2. 持続可能な社会の実現に向けて

金融事業による地域経済の活性化や共済事業による安心の提供に加え、食農教育を通じて次世代に農業への理解を深めるなど多様な活動を展開し、安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

3. 多様な人材が力を発揮できる組織づくり

役職員が互いに尊重し合い、積極的な意見交換や挑戦と学びを大切にする職場風土づくりに取り組みます。

2. 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の意思を反映するため、各地域から選出しています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況

当事業年度は、日本銀行によるマイナス金利政策の見直しと段階的な利上げを背景に、長らく続いた低金利時代から「金利のある世界」へと転換した年となりました。また、いわゆる「令和の米騒動」と称される米の供給不足や価格高騰が社会問題となるなど、大きな変動の年でもありました。このような情勢の中、当ＪＡは「挑戦と変革の年」を年間標題に掲げ、61年目の新たな一歩を踏み出しました。

人口減少の加速や、ＩＴ化・キャッシュレス化の進展など、金融機関を取り巻く環境は激変しております。人手不足への対応や働き方改革といった社会情勢の変化に柔軟に適応しつつ、限られた経営資源を最大限に活用し、組合員及び地域の皆さまに貢献できるサービスの提供に努めてまいりました。引き続き安定したサービスを提供していくため、経営改革特別委員会及び理事会において慎重な検討と協議を重ねた結果、2025年9月の理事会において5出張所の再編計画案等が承認されました。

また、地域の皆さまや将来を担う子供たちに防犯・防災への意識を高めていただくため、松山市消防局、愛媛県警察本部、自衛隊愛媛地方協力本部等の協力のもと、「ＪＡ松山市防犯・防災フェスタ」を開催し、当日は多くの来場者で賑わいました。これまでの防犯・防災への取り組みが注目され、3月27日付の日本農業新聞全国版の全面に当ＪＡの活動が紹介されました。

決算内容については、事業利益が109,223千円、経常利益は408,722千円、当期剰余金は130,203千円となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

2025年度末残高につきまして、貯金残高は、前年度対比で13,192,275千円（3.79%）減少し、335,013,521千円となりました。

また、貸出金残高は、前年度対比で422,005千円（0.57%）増加し、73,936,749千円となりました。

② 共済事業

共済新契約については、長期共済実績568万3千ポイントとなり、目標を下回りました。

※推進ポイントは共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

共済の保有高等については、以下のとおりとなります。

<保有高>

満期（終身）	共済金額合計	105,558,455千円（対前年比	98.7%）
保障共済金額合計		389,739,301千円（対前年比	97.5%）
医療系共済	入院共済金額合計	59,063千円（対前年比	89.6%）

介護系共済	介護共済金額合計	5,896,778 千円（対前年比 109.3%）
認知症共済	認知症共済金額	295,700 千円（対前年比 93.4%）
生活障害共済	生活障害共済金額	2,489,900 千円（対前年比 97.9%）
生活障害共済	生活障害年金金額	151,100 千円（対前年比 98.6%）
特定重度疾病共済	特定重度疾病共済金額	1,124,500 千円（対前年比 91.5%）
年金共済	年金年額合計	5,067,937 千円（対前年比 97.8%）
自動車共済	共済掛金合計	735,141 千円（対前年比 105.2%）
共済契約者数	（長期共済及び自動車共済合計）	35,574 人
被共済者数	生命総合共済（年金共済を除く）	24,964 人
	年金共済	6,791 人

※認知症共済及び生活障害共済並びに特定重度疾病共済の人数については長期共済、生命総合共済に含めています。

③ 購買事業

購買品の供給高・取扱高は、前年度対比 49,998 千円（2.89%）減少し、1,678,310 千円となりました。

※収益認識会計基準の適用に伴い、本人取引である購買品供給高と代理人取引の購買手数料と購買手数料に係る購買品受入高を足し合わせた購買品取扱高を合算して表示しています。

④ 販売事業

受託販売品取扱高は、前年度対比 44,597 千円（3.06%）増加し、1,500,892 千円となりました。買取販売品販売高は、前年度対比 144,376 千円（19.51%）減少し、595,614 千円となりました。

⑤ 農業経営事業

新テッポウユリの種子を栽培し、農業経営事業販売高は 1,765 千円となりました。

4. 地域貢献情報

◇ 全般に関する事項

当 J A は、松山市、松前町、東温市、久万高原町を業務区域として、「地域社会と共生し信頼と負託にこたえる J A 松山市」の経営理念の下、組合員や利用者が安心して利用でき、地域に「信頼される J A」「必要とされる J A」を目指し事業活動を展開しております。

今後も組合員や利用者のために、更には地域のより良い発展のために様々な分野で地域貢献を果たして参ります。

◇ 地域からの資金調達の状況

① 貯金・定期積金残高

地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、335,013,521 千円（うち、定期積金の残高は 2,217,938 千円）となっております。

② 貯金商品

各種貯金商品を取り扱いしております。詳しくは貯金一覧表（P. 15・16）をご参照ください。

③ 出資金

出資金の残高は正組合員 1,752,990 千円、准組合員 4,115,206 千円、処分未済持 54,112 万円、合計 5,922,308 千円です。

◇ 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高

地域の皆様への貸出金の残高は、73,936,749 千円となっております。組合員等が 56,731,675 千円、地方公共団体が 95,068 千円、その他が 17,110,004 千円です。

② 制度融資取扱状況

農業制度資金は、農業経営の改善や経営規模の拡大などに必要な資金で、国・県・市町村の農業施策に基づいて融資される低利の資金です。

農業近代化資金 40,804 千円、高齢者住宅整備資金 375 千円、その他制度資金 35,544 千円です。

③ 融資商品

事業資金・住宅ローン・マイカーローン・教育ローンなどの地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。詳しい融資商品については、融資商品の概要（P.17・18）をご参照ください。

◇ 社会的貢献活動について

- 各種農業関連のイベント開催（農協まつり等）
- 地域行事・地域活動への役職員の積極的な参加
- 献血活動への協力
- 食農教育の一環としてサマースクール in ごご島を開催
- 定年退職者や新規就農者を対象とした農業塾の開塾
- 女性部・青壮年部・各種生産部会への活動支援
- こども 110 番の設置
- AED の設置
- 業務区域の行政機関へ車椅子の贈呈
- 行政と連携した地域みまもり活動
- 災害に備え防災用品を全支所に配備
- J A 松山市防犯・防災フェスタを開催

◇ 地域密着型金融への取り組み

（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

① 農業者の活性化のための融資を始めとする支援

- 農業融資商品の適切な提供・開発ができるよう営農指導員会開催の際に融資担当者も参加し、研修をしています。
- ニーズに合わせた独自資金を「農業施設資金」として取り扱いしております。正組合員の農業を営むために必要な資金です。

② 地域の農業者との関係を強化・振興する取り組み

- 組合員と J A の接点が強化できるよう、積極的に訪問活動を行い情報発信と収集に取り組んでいます。
- 農業経営管理支援事業の一環として各支所の担当者に対して計画的に農業融資研修を受講させています。

③ 担い手の経営のライフステージに応じた支援

- 各市町村と営農部門・金融部門が連携して新規就農支援を行っております。

- 新規就農者を対象に2年間の研修期間の中で、関係各機関と連携し基礎的な知識や技術の習得から、就農・経営定着まで全力でサポートを行う「新規就農研修制度」を開催しています。
- J Aの共同販売や産直市への出荷を目指す人に向け、野菜栽培の圃場実習を通じて、土づくりや施肥、防除、栽培管理などの基礎知識習得を目指す「農業塾」を開催しています。

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

- 地域の小学生に農業活動を体験し、農業の大切さを理解してもらおうと食農教育の一環として「サマースクール in ごご島」を開催しています。

⑤ その他地域貢献・社会に根ざした商品提供

- 愛媛県警察本部と「安全・安心なえひめづくり」に関する包括連携協定を締結しました。事件や事故の発生時には、ドライブレコーダーの映像記録を警察へ迅速に提供できる体制を整えております。官民一体となって組合員・地域住民の皆さまの安全な暮らしを守り抜きます。

◇ 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

松山市農業協同組合（以下、「当組合」という）は、下記の理念を掲げております。

【 地域社会と共生し、信頼と負託にこたえる J A松山市 】

この理念のもと、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに沿った金融サービス、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障の提供を通じ、地域社会に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組の状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針等を見直してまいります。

※共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

貯金・ローン等をはじめとするライフプランに応じたサービスの提供と相談機能の強化により、顧客満足度向上に努めてまいります。

組合員・利用者の皆さまに提供する商品は、勤労世代から高齢者まで利用者の特性に応じた商品・サービスを提供しております。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する金融商品の提供は実施しておりません。

（2）共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまの健康で豊かな生活づくりに貢献できるよう、多様化するニーズに応え、寄り添った提案活動を行います。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済等）の提供は実施しておりません。

2. 組合員・利用者の提案と情報提供

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組めます。

(1) 信用事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、きめ細やかな接客と相談機能の強化により、属性・適合性を判断したうえで適切な商品・サービスのご提供に努めてまいります。
- ② 商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスを分かりやすく記載しているパンフレットやタブレット等を使用し、理解しやすい情報の提供に努めてまいります。
- ③ 非対面での金融商品のご提案につきましては、ホームページでの情報画面の充実やネットローンに対応した貸出システムと電子契約、J A ネットバンクやJ A バンクアプリ等により、一層の利便性向上に努めてまいります。
- ④ 商品・サービスの提供にあたり、組合員・利用者の皆さまが負担する手数料・費用等重要な情報は、丁寧に説明いたします。

(2) 共済の事業活動

- ① あらゆる潜在リスクを掘り起こし、広く組合員・利用者の皆さまニーズ把握と、適切な商品・サービスの提供に努めてまいります。
- ② 保障のご提案にあたっては、寄り添う気持ちを忘れず、パンフレット等を利用し明瞭な情報提供で誤解を招かない提案活動に努めてまいります。
- ③ 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を十分に確認したうえでパンフレット等を利用し、重要事項説明書（契約概要・注意喚起事項）についても分かりやすく丁寧な説明を行い、ご納得いただく努力を怠りません。
特に、高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすいご説明、ご家族に同席いただく等、よりきめ細やかな対応を行います。
- ④ ご加入いただいた後も、ご加入者のご質問・ご要望に迅速な対応を心掛けてまいります。
なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料はございません。

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご利用感謝訪問や3 Q 訪問を通じて新しいニーズへの対応や契約内容の見直し、共済金の請求勧奨等、日々安心していただけるアフターフォローを実施します。

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、広報誌「だいち」やホームページ等を通じて、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組みます。

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「J A バンク利用者説明管理規程」・「利益相反管理規程」等を定め、管理規程等に基づき適切に管理します。

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまにご満足いただけるような金融・共済の商品、サービスが提供できるよう、専門性の高い人材を育成するとともに、組合員・利用者の皆さまの信頼と負託に応える強い責任感をもって業務に取り組んでおります。

組合員・利用者本位の姿勢を徹底し、職員の専門的な知識向上、的確な金融商品・保障・サービ

スの提供ができるよう、資格取得の支援等に取り組んでおります。

＜内部研修・資格制度＞

- 内部管理責任者資格再研修（対象：役席者・信用担当職員）
- 証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- 支店管理者向け事務堅確化研修（対象：役席者）
- 法務・税務・年金アドバイザー養成研修（対象：信用担当職員）
- 相続相談員養成研修（対象：役席者・信用担当職員）
- テラーセールス研修（対象：信用担当職員）
- MAレベルアップ研修（対象：信用担当職員）
- 信用・共済コンプライアンス研修（対象：信用・共済担当職員）
- 管理職コンプライアンス研修（対象：役席者）
- 役員コンプライアンス研修（対象：役員）
- F P 技能士養成研修（対象：信用・共済担当職員）
- 普及担当者必須研修（対象：共済担当職員）
- J A 共済審査員資格研修（対象：共済担当職員） 等

＜取得を推奨する外部資格＞

- 内部管理責任者（対象：役席者・信用担当職員）
- 証券外務員 1 ・ 2 種（対象：信用・共済担当職員）
- F P 2 級技能士（対象：信用・共済担当職員）
- A F P 認定者資格（対象：共済担当職員）
- 損害保険募集人資格（対象：共済担当職員）
- 各種信用業務検定（対象：信用担当職員）
- 各種銀行業務検定（対象：信用・共済担当職員） 等

また、組合員・利用者の皆さまに、安心して満足いただける金融・共済の商品、サービスの提供を行うために、系統団体が行う集合研修や当組合主催の各種研修会・勉強会を通じ、職員の専門的知識向上につながるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆様に安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題のひとつとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所の審査管理部に審査管理課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審

査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

〔個人情報保護方針〕

松山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔松山市農業協同組合情報セキュリティ基本方針〕

松山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔金融円滑化にかかる基本的方針〕

松山市農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合にはお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
- 具体的には、
- ① 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - ② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - ③ 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本・支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（金融部・共済部）

- 電話番号：089-946-1611
- 受付時間：9：00～15：00（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

● 信用事業

- ・愛媛県弁護士会紛争解決センター

電話番号：089-941-6279

※愛媛弁護士会は、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

- ・J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

● 共済事業

- 【一社】日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

- 【一財】自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

- 【公財】日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

【公財】交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、
①の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当ＪＡの本所・支所・出張所・店舗等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、2026年3月末における自己資本比率は、18.54%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【 普通出資による資本調達額 】

項 目	内 容
発行主体	松山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,922 百万円（前年度 5,861 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しておいて、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、2006年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

7. 主な事業の内容

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替、国債窓販などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯 金 一 覧 表

種 別		期 間	1 回のお預 け入れ額	特 色 と 内 容
総合 口座	普通貯金	出し入れ自由	1 円以上	【 1 冊で5つの機能 】 預ける、貯める、借りる、支払う、受け取る。5つの機能を1冊の通帳にセット。毎日のお金の出し入れは勿論、給料や年金のお受け取り、各種公共料金のお支払いなど便利なサービスがご利用頂けます。また、各種の定期性貯金をセットすることにより、不意の出費にも自動的に融資をご利用頂けます。
	定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内		
普 通 貯 金		出し入れ自由	1 円以上	【 サイフ代わりに 】 いつでも出し入れができる貯金で、公共料金等の決済口座としてもご利用頂けます。
当 座 貯 金		出し入れ自由	1 円以上	【 高い利便性 】 手形や小切手でもお支払いできる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。 ※2026 年 4 月 1 日より小切手、手形用紙の発行を停止しています。
通 知 貯 金		7 日以上	50,000 円 以上	【 短期の運用に 】 まとまった資金の短期間の運用に有利です。お引き出しの場合は2 日前にご連絡が必要です。
貯 蓄 貯 金		出し入れ自由	1 円以上	【 いつでも使える有利な貯蓄 】 お預け入れ・お引き出しが自由で、お預け入れ金額によって金利がアップし、その上毎月利息が受け取れます。普通貯金とのスウィングサービスもご利用頂けます。また、キャッシュカードご利用の方は、A T Mでご利用頂けます。
期 日 指 定 定 期 貯 金		最長3年 1 年据置期間 経過後自由に 満期日が指定 できる	1 円以上 300 万円 未満	【 お得な1年複利の貯蓄 】 利息が利息を生む1年複利が魅力の有利な貯金です。お預け入れ期間は最長3年で、1 年据え置き後は貯金の一部を払い出すこともできます。総合口座とのセットで自動融資がご利用頂けます。
スーパー定期		1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上	【 マネープラン・ライフプランに合わせて選択 】 お預け入れ額が身近な定期貯金です。期間は、1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年の定型9 種類のほか、1 ヶ月を超え5 年未満の間で満期日をご自由にお選び頂けます。総合口座とのセットで自動融資がご利用頂けます。

種 別		期 間	1 回のお預 け入れ額	特 色 と 内 容
大口定期貯金		1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円 以上	【 確実に大きくふやす 】 1 千万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。市場金利を反映した利回りで金利を決定します。確定金利なので安全・確実に資金を大きく増やします。
積 立 式 定 期 貯 金		<満期型> 6 ヶ月以上 10 年以内 <エンドレス型> 積立期限に 定めなし	1 円以上	【 ライフサイクルに合わせて確実に 】 毎月一定日に一定額を積み立てる方法と、積立額、積立日とも自由な方法があります。旅行やお子様の教育費等の資金づくりに、無理なく有利な貯金です。
変 動 金 利 定 期 貯 金 (複 利 型)		1 ・ 2 ・ 3 年	1 円以上	【 金利情勢に応じた運用に 】 従来の固定金利とは異なり、預け入れ期間中に、6 ヶ月毎に市場金利の動向に応じて金利が変わる新しい定期貯金です。利息は6 ヶ月毎の複利計算で満期時にまとめて課税されるためお得になります。
譲 渡 性 貯 金 (N C D)		<定型方式> 1 ヶ月以上 5 年以内 <期日指定方式> 7 日以上 5 年以内	1,000 万円 以上	【 資金事情の変化に応じた運用に 】 満期前解約はできませんが途中で第3者に譲渡できる貯蓄で短期間の運用に有利です。
財 形 貯 蓄	一般財形	3 年以上	1 円以上	【 勤労者の資金づくりに 】 「資産形成の第一歩」をお手伝い。お勤めの方を対象に、給料から天引きされますので、知らぬ間に大きく貯まります。ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。
	財形年金	5 年以上	1 円以上	【 老後の備えに 】 豊かな老後の備えとしての年金受取型財形貯金です。退職後も利子非課税となります。財形住宅と合算して、元利合計 550 万円まで非課税となります。
	財形住宅	5 年以上	1 円以上	【 マイホーム取得の資金づくりに 】 住宅取得を目的とした貯蓄です。財形年金貯蓄と合算して元利合計 550 万円まで非課税となります。
定 期 積 金		6 ヶ月以上 10 年以内	1,000 円 以上	【 毎月むりなく確実に積立 】 毎月一定の日に掛金を払い込み、満期日にまとまった給付金を受け取る積立貯金です。結婚資金・旅行費用・入学費用の積立には最適です。

◇ 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

● 「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

- 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

- 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

- 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

◇ 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

融 資 商 品 の 概 要

種 別	資 金 の 使 途	金 額	期 間
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、増改築、購入（土地含む）、借換資金など	10,000万円以内	3年以上 50年以内
リフォームローン	住宅の増改築、改装など	1,500万円以内	1年以上 20年以内
教 育 ロ ー ン	大学等への進学資金、教育費など	1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車、バイク等の購入資金など	1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内
カ ー ド ロ ー ン	生活に必要な資金 （ただし負債整理資金は不可）	300万円以内	1年間 （契約更新可）
長 期 事 業 資 金	農業者等が新しい情勢に対応するための資金	15億円以内	35年以内
農 業 近 代 化 資 金 （農業制度資金）	土地の造成・改良、農業施設の建築、農機具購入、長期運転資金など	1,800万円以内 （個人の場合）	15年以内

種 別	資 金 の 使 途	金 額	期 間
農機ハウスローン	農業用ハウスの建築、農機具購入、 農機具ローンの借換など	1,800 万円以内	1 年以上 10 年以内
農業おまかせ資金	農業施設の建築、農地の取得、農機 具購入など	3,600 万円以内 (個人認定農業者 の場合)	【設備資金】 15 年以内 【運転資金】 7 年以内
農 業 施 設 資 金	農業施設の建築、農機具購入など	1,500 万円以内	12 年以内

◇ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

種 類	内 容
自 動 支 払 自 動 受 取	毎月の公共料金・税金の支払・共済掛金・クレジットカードのご利用代金などの自動支払や、給与・年金などの自動受取が簡単な手続きでご利用いただけます。
振 込 取 立	全国の J A並びに他金融機関へ手形や小切手の取立をはじめ、振込が安全・確実に行えます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J Aでは、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っております。

また、国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国の J Aが設置する A T Mや銀行、信用金庫、コンビニ A T M等で現金の出し入れができるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

名 称	期 間	販売単位	特 色 と 内 容
公 共 債 の 窓 口 販 売	新 窓 販 国 債	2・5・10 年 (固定)	額面 5 万円単位
	個 人 向 け 国 債	10 年(変動)	利付国債は、半年毎に利子が支払われ、満期に額面金額で償還されます。
		5 年(固定)	半年毎に実勢金利に応じて変動する変動金利制
		3 年(固定)	半年毎に発行時の利率で利子を支払う固定金利制

◇ 手数料一覧

【 内国為替手数料 】

● 振込手数料

金 額 \ 種 類	当店あて	当組合 本支所あて	系統金融 機関あて	他金融機関あて	
				電信扱い	文書扱い
3 万 円 未 満	1 件につき 110 円	1 件につき 220 円	1 件につき 330 円	1 件につき 605 円	1 件につき 660 円
3 万 円 以 上	330 円	440 円	550 円	770 円	880 円

● 代金取立手数料

当組合本支所宛 1 通につき	220 円
電子交換 1 通につき	440 円
個別取立 1 通につき	1,100 円

● その他手数料

振込の組戻・訂正料 1 件につき	880 円
不渡手形返却料 1 通につき	880 円
取立手形組戻料 1 通につき	880 円
取立手形店頭呈示料 1 通につき	880 円 ※880 円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。

【 両替手数料（1取引につき） 】（新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換も含む。）

30 枚以下	無料
31 枚以上 100 枚以下	220 円 ※当 J A の組合員様（同居のご家族も含む）は無料とする。
101 枚以上 500 枚以下	330 円
501 枚以上 1,000 枚以下	440 円
1,001 枚以上 2,000 枚以下	770 円
2,001 枚以上	1,000 枚ごとに 330 円加算

※取扱枚数は、両替前の紙幣・硬貨の合計枚数のいずれか多い方の枚数を適用。

【 大量硬貨取扱手数料 】

100 枚以下	無料
101 枚以上 500 枚以下	440 円
501 枚以上 1,000 枚以下	770 円
1,001 枚以上	1,000 枚ごとに 330 円加算

※1日に複数の取引をされる場合、合算した硬貨枚数を適用。

【 その他の主な手数料 】

取 扱 内 容	手数料
I C キャッシュクレジット 一体型カード再発行手数料 1 枚につき	1,100 円
I C キャッシュカード・ローンカード 再発行手数料 1 枚につき	1,100 円
通帳・証書の再発行手数料 1 件につき	1,100 円

※上記の金額には 10% の消費税及び地方消費税が含まれております。

【 A T M利用手数料（ J A松山市キャッシュカード使用時） 】

A T M	利用時間		手数料(1回につき)		記 帳	残高照会
			入 金	出 金		
松山市農協	平 日	8 : 45～18 : 00	無 料	無 料	○	○
	土 曜	8 : 45～17 : 00				
	日 曜	9 : 00～17 : 00				
	祝 日					
県内農協	平 日	8 : 00～21 : 00	無 料	無 料	○	○
	土 曜					
	日 曜					
	祝 日					
県外農協	平 日	8 : 00～21 : 00	無 料	無 料	○	○
	土 曜					
	日 曜					
	祝 日					
J F マリンバンク	平 日	8 : 00～21 : 00	－	無 料	×	○
	土 曜					
	日 曜					
	祝 日					
伊予銀行 愛媛銀行 三菱U F J 銀行	平 日	8 : 00～8 : 45	－	1 1 0 円	×	○
		8 : 45～18 : 00	－	無 料		
		18 : 00～21 : 00	－	1 1 0 円		
	土 曜	8 : 00～21 : 00	－	1 1 0 円		
	日 曜					
	祝 日					
ゆうちょ銀行	平 日	8 : 00～8 : 45	1 1 0 円	1 1 0 円	×	○
		8 : 45～18 : 00	無 料	無 料		
		18 : 00～21 : 00	1 1 0 円	1 1 0 円		
	土 曜	8 : 00～21 : 00	1 1 0 円	1 1 0 円		
	日 曜					
	祝 日					
イーネットA T M (ファミリーマートなど) ローソン銀行A T M セブン銀行A T M	平 日	8 : 00～8 : 45	1 1 0 円	1 1 0 円	×	○
		8 : 45～18 : 00	無 料	無 料		
		18 : 00～21 : 00	1 1 0 円	1 1 0 円		
	土 曜	8 : 00～9 : 00	1 1 0 円	1 1 0 円		
		9 : 00～14 : 00	無 料	無 料		
		14 : 00～21 : 00	1 1 0 円	1 1 0 円		
	日 曜	8 : 00～21 : 00	1 1 0 円	1 1 0 円		
	祝 日					
上記以外の 金融機関 等	平 日	8 : 00～8 : 45	－	2 2 0 円	×	○
		8 : 45～18 : 00	－	1 1 0 円		
		18 : 00～21 : 00	－	2 2 0 円		
	土 曜	8 : 00～21 : 00	－	2 2 0 円		
	日 曜					
	祝 日					

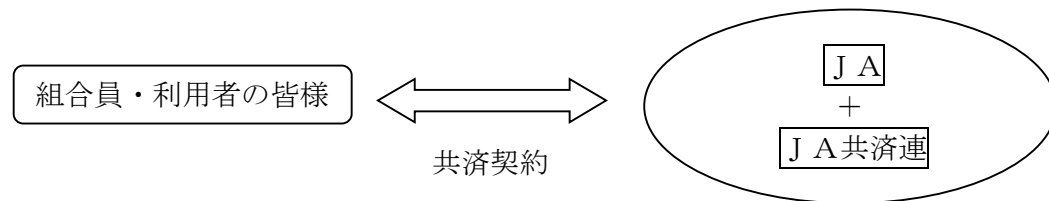
※設置場所によってお取扱い時間が異なります。

(2) 共済事業

J A共済は、J Aが行うさまざまな事業の一環として、相互扶助を事業理念とし、組合員・利用者の皆様と共済契約を締結することによって「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

◇ J A共済の仕組み

J A共済は、J AとJ A共済連が共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体となって保障提供を行っています。



J A：J A共済の窓口です。

J A共済連：J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

(3) 農業関連事業

◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷しています。また、米についてはJ A松山市独自の集荷形態を確立し、販売しています。

◇ 購買事業

購買事業店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。